

## 船舶事故調査報告書

令和5年8月2日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突（灯標）
発生日時	令和4年12月1日 21時10分ごろ
発生場所	境港第1区（境港入道礁灯標） 境港去ルガ鼻灯台から真方位047° 1,660m付近 （概位 北緯35° 32.4′ 東経133° 12.5′）
事故の概要	漁船義丸は、南西進中、灯標に衝突した。
事故調査の経過	令和5年1月16日、主管調査官（広島事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	漁船 義丸、3.8トン SN3-21729（漁船登録番号）、個人所有 第290-55997号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特定
負傷者	なし
損傷	本船 船首部に亀裂を伴う凹損 灯標 はしごに曲損、中心筒（上部）の基部に塗膜剥離
気象・海象	気象：天気 雨、風向 西南西、風力 3、視界 良好 海象：潮汐 上げ潮の初期
事故の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、刺し網漁を行う目的で、0.5海里レンジとしたレーダー、GPSプロッター及び魚群探知機（以下「魚探」という。）を作動させ、手動操舵により中海に向けて約15ノットの対地速力で境水道を南西進していた。</p> <p>船長は、周囲に航行している船舶を認めていなかったため、頻りに魚群の反応が見られた魚探に意識を向けて航行を続けていたところ、境港入道礁灯標（以下「本件灯標」という。）に接近していることに気付かず、本船が本件灯標に衝突した。</p> <p>船長は、衝突後、本船の損傷状況を確認し、浸水のおそれもなく、航行できたので、中海に向けて航行を続け、刺し網漁を終え、定係地へ帰港した。</p> <p>船長は、夜間には海上保安庁へ電話が繋がらないものと思い、翌日、海上保安庁へ通報した。</p> <p>船長は、本件灯標が設置されている境水道を何度も航行したことがあった。</p>
分析	本船は、中海に向けて境水道を南西進中、船長が、頻りに魚群の反応が見られた魚探に意識を向けていたことから、本件灯標に接近していることに気付かずに航行し、本件灯標に衝突したものと考えられる。

	<p>船長は、周囲に航行している船舶を認めなかったことから、魚探に意識を向けていたものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、夜間、本船が、中海に向けて境水道を南西進中、船長が、頻繁に魚群の反応が見られた魚探に意識を向けていたため、本件灯標に接近していることに気付かずに航行し、本件灯標に衝突したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 船長は、周囲に航行している船舶を認めない場合や慣れた海域を航行する場合であっても、航海機器のみに意識を向けることなく、常時、周囲の見張りを適切に行うこと。</li> <li>・ 船長は、事故が発生した時、速やかに海上保安庁へ通報すること。</li> </ul>